

地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件要綱  
地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな環境行政を展開するため、環境省に、地方支分部局として、地  
方環境事務所を設置すること。